



# 薩摩川内市いじめ防止基本方針

平成26年4月

薩 摩 川 内 市  
薩摩川内市教育委員会

(最終改定 平成30年2月)

《 目 次 》

|  |    |
|--|----|
| はじめに   | 1  |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方                                  | 2  |
| 1 薩摩川内市いじめ防止基本方針の策定  | 2  |
| (1) 薩摩川内市いじめ防止基本方針策定の趣旨                                    |    |
| (2) 市基本方針の内容   |    |
| (3) 市基本方針策定上の留意点   |    |
| 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念                                       | 2  |
| 3 いじめの定義   | 3  |
| 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方                                       | 4  |
| (1) いじめの防止   |    |
| (2) いじめの未然防止・早期発見  |    |
| (3) いじめへの対処  |    |
| (4) 教職員の資質の向上  |    |
| (5) 家庭や地域、関係機関との連携   |    |
| 第2章 いじめの防止等のために薩摩川内市が実施する施策                                | 9  |
| 1 いじめ問題対策連絡協議会の設置  | 9  |
| 2 いじめ問題対策審議会の設置  | 9  |
| 3 いじめ対策調査委員会の設置  | 9  |
| 4 「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」を核とした取組の充実                            | 11 |
| (1) 「『命輝け』リーフレット」や「さつまさんだい『いじめのない校風づくり』宣言」等を活用した未然防止のための取組 |    |
| (2) いじめの早期発見・早期解決のための取組                                    |    |
| (3) いじめに関する相談体制の充実   |    |
| (4) いじめに関する教職員研修の充実  |    |
| (5) ネットいじめ対策   |    |
| (6) 関係機関等との連携  |    |
| (7) 保護者への啓発活動や家庭への支援                                       |    |
| (8) 学校評価・教員評価の指導   |    |
| (9) スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等                             |    |
| (10) 出席停止の手続き  |    |
| (11) 財政上の措置  |    |
| 第3章 いじめの防止等のために小・中学校が実施すべき施策                               | 14 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定   | 14 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨                                       |    |
| (2) 学校基本方針の内容  |    |
| (3) 学校基本方針策定上の留意点  |    |
| 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織                                   | 16 |
| (1) 組織設置の趣旨  |    |
| (2) 役割   |    |
| (3) 組織の構成員   |    |
| 3 学校におけるいじめの防止等の具体的な取組                                     | 17 |
| (1) いじめの防止   |    |
| (2) 早期発見   |    |
| (3) 早期対応   |    |
| (4) いじめに関する教職員研修の充実  |    |
| (5) 組織的な指導体制の確立  |    |
| (6) 家庭や地域との連携の強化   |    |
| (7) その他  |    |
| 第4章 重大事態への対処   | 20 |
| 1 教育委員会による調査   | 20 |
| (1) 重大事態の意味と事例   |    |
| (2) 重大事態の報告  |    |
| (3) 調査の主体  |    |
| (4) 調査を行うための組織   |    |
| (5) 事実関係を明確にするための調査の実施                                     |    |
| (6) その他留意事項  |    |
| (7) 調査結果の提供及び報告  |    |
| 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置                                  | 23 |
| (1) 再調査  |    |
| (2) 再調査の結果を踏まえた措置等   |    |
| 第5章 その他  | 24 |

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

薩摩川内市においては「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」を設定し、毎月1日のアンケートでいじめの実態調査を行っている。軽微と思われることでも積極的に把握しているため、認知件数は多くあがってくるが、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」学校こそが児童生徒や保護者からも信頼される学校であるという認識をもって、丁寧に対応している。

学校からの報告を見ると、いじめの態様としては悪口、仲間はずれ等が多数を占める傾向がある。本市では現在のところ、いじめに起因する生命に関わる重大事態は発生していない。しかし、全国では、いじめに起因する重大事態もいまだ発生している。

このような状況を踏まえ、いじめ問題への対応は、本市における最重要課題の一つととらえ、児童生徒への『命輝け』リーフレット、「さつませんだい『いじめのない校風づくり』宣言」ファイル等も配付し、いじめ防止の啓発に努めてきた。

一方、社会に目を向けるとセクシュアルハラスメント、虐待などといった社会問題も、現実的には起こっている。いじめ問題への対応力は地域の教育力と学校文化の成熟度の指標であり、私たち大人の振る舞いや人間性が、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えている。

児童生徒がいじめの問題を克服し、安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにするためには、学校を含め家庭、地域住民その他の関係者が、安全・安心・快適な社会をつくるための役割と責任を自覚しなければならない。

薩摩川内市いじめ防止基本方針は児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市及び市教育委員会・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び国のいじめ防止基本方針(以下「国の基本方針」という。)、並びに鹿児島県いじめ防止基本方針(以下「県の基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

平成26年4月  
平成30年2月改訂  
薩摩川内市  
薩摩川内市教育委員会

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 薩摩川内市いじめ防止基本方針の策定

#### (1) 薩摩川内市いじめ防止基本方針策定の趣旨

薩摩川内市（以下「市」という）は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針を参考に、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために薩摩川内市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という。）を定める。

#### (2) 市基本方針の内容

市基本方針は、いじめの問題への対策を市民が一体となって進め、いじめの未然防止、早期発見といじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、市及び教育委員会並びに学校における基本方針の策定、組織体制、いじめの問題への対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

#### (3) 市基本方針策定上の留意点

市基本方針の実現には、学校・家庭・地域社会に法の意義を普及啓発し、いじめ防止等に対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質向上等を図ることが大切である。そのために、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な市基本方針となるように工夫することが大切である。

また、市基本方針が地域の実情に即して機能しているかを、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策審議会等の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを確立することが重要である。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

### 3 いじめの定義

これまで「いじめ」とは、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と規定されていたが、今回の法において、下記のとおり、改めていじめの定義が示されたところである。

|  |
|--|
| <p>「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ<br/>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p> |
|--|

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

|  |
|--|
| <p><u>具体的ないじめの態様（例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる</li><li>・ 容姿や言動について、不快なことを言われる</li><li>・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される</li></ul></li><li>○ 仲間はずれや集団による無視をされる<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない</li><li>・ わざと会話をしない<ul style="list-style-type: none"><li>・ 席を離す、避けるように通る</li></ul></li></ul></li><li>○ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする<ul style="list-style-type: none"><li>・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる</li><li>・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする</li><li>・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される</li></ul></li></ul> |
|--|

- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される      ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる      ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

#### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめの防止等は、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。今回の法においても、いじめの防止について明確に示された。

本市においては、次の基本認識に立ち、いじめの防止等に努めていく。

##### 【市のいじめ防止等に関する基本認識】

- ・ 「いじめは、どこの学校でも、どの子どもにも起こり得る。」
- ・ 「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。」
- ・ 「まだ気づいていないいじめがある。」
- ・ 「いじめを一件でも多く発見し、一件でも多く解決する。」

学校においても、これらの基本認識を踏まえた上で、「いじめは決して許さない。」「いじめを繰り返さない。」という毅然とした対応をとっていくようにする。

そして、市・学校・保護者・地域等がその責任と役割を自覚し、連携していじめのない社会の実現に向けて取り組んでいく。

##### (いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

##### (地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

##### (学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受

けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。  
(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

加えて、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を確認し、取組の改善を図る必要がある。

## (2) いじめの未然防止・早期発見

いじめを未然防止・早期発見するために、教育委員会や学校において定期的な調査や相談体制の充実が求められる。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの未然防止・早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であってもいじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめの未然防止に向けて、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する必要がある。児童生徒がいじめ問題を自分の事として捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合うことができるようにする。

いじめの未然防止・早期発見のため、市や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめの対処

児童生徒へのいじめが疑われる場合は、いじめの事実の確認を行い、再発防止に努めるとともに、保護者等との情報を共有し、必要に応じて警察と連携して対処するなど、きめ細かな対応が求められる。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警



察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめが「解消している」状態とは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### いじめが「解消している」状態

- いじめに係る行為が止んでいること
  - ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対応が行われるためには、教員研修等を通していじめの問題への対応の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、教職員の研修の機会を充実させることや、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させることが必要である。

#### (5) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ問題については、学校のみで解決するのではなく、社会全体で児童生徒を見守り、家庭や地域、関係機関との十分な連携が求められている。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児

童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童生徒を見守り、学校関係者と家庭、地域が連携することが必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する場を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

その際、国の基本方針やいじめ問題に関する通知等を周知徹底を図るとともに、いじめの問題やこの問題への理解を深めるために、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発の充実を図る必要がある。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子育て支援課等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や市と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

## 第2章 いじめの防止等のために薩摩川内市が実施する施策

### 1 いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、地方法務局、川薩保健所、薩摩川内警察署、市PTA連絡協議会、民生委員児童委員協議会、小中校長会代表、県中央児童相談所等、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### 2 いじめ問題対策審議会の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするとともに、いじめ防止等のための調査研究及び有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行うために、弁護士等の法律関係者、医療関係者、学識経験者、教育関係者、その他教育委員会が認める者（8人以内）から構成される「いじめ問題対策審議会」を設置する。

第14条

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 3 いじめ対策調査委員会の設置

教育委員会又は学校は、いじめに関する重大事態に対処するために、法第28条第1項に規定する調査を行う「いじめ対策調査委員会」を設置する。

この調査委員会は、「いじめ問題対策審議会」と兼ねるものとするが、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者に参加を求め、調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するた

め、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### <組織の設置イメージ>

※ 実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印（☆、★）は兼ねる。

#### 【薩摩川内市】

いじめ問題対策連絡協議会

いじめ問題対策審議会 ☆

※ 地方法務局・警察署・民生委員・校長代表等、いじめ防止に係る機関・団体の連携

※ 教育委員会の諮問に応じ、いじめ問題対策に関する研究調査等について検討・審議

#### 【学校】

いじめの防止等の対策のための組織（生徒指導部会等）★

#### 【重大事態への対応】

教育委員会又は学校

報告

いじめ対策調査委員会 ☆★

市長

※ 重大事態発生時に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するための調査を行う

市長が必要と認めた場合に再調査を行う附属機関

#### 4 「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」を核とした取組の充実

##### (1) 「『命輝け』リーフレット」や「さつませんだい『いじめのない校風づくり』宣言」等を活用した未然防止のための取組

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、道徳教育及び体験活動等の充実を図ることが大切である。また、児童生徒が学級等への所属感や学校生活における達成感や充実感、自己肯定感を味わうための指導の充実を図るようとする。

##### ア 児童会・生徒会による自主的活動

小学生に『命輝け』リーフレットを、中学生に「さつませんだい『いじめのない校風づくり』宣言ファイル」を配付し、薩摩川内いじめのない学校づくりの日や「いじめ問題を考える週間」等で活用を図り、児童生徒が「いじめは絶対に許されない行為である」ことを認識し、自らいじめをなくそうとする心情や態度を育てる。

具体的な取組として、生徒会連絡会を中心に、各中学校区ごとの児童会・生徒会がいじめのない校風づくりの宣言を行うなど、具体的な取組の充実を図る。

##### イ 心の教育の充実

「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」や「いじめ問題を考える週間」等でのいじめに関する授業の実施や各中学校区における「命の大切さを考える授業公開」等の取組を通して、道徳教育の充実を図る。

##### (2) いじめの早期発見・早期解決のための取組

いじめは保護者や教師の見えないところで行われやすいものであり、どの学校でも起こる可能性がある。いじめを1件でも多く発見し、1件でも多く解決する姿勢が大切である。

小・中学校においては、毎月1日を「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」として設定し、アンケートや教育相談を実施し、早期発見に努める。

また、教師は、「いじめ発見のチェックポイント（教師用）」を活用し、自身の指導を振り返り、積極的にいじめを把握するように努める。

学校がいじめを認知した場合には、当該児童生徒の調査及び指導状況に関する情報を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。

いじめに関する情報を共有した後は、学校の対応について継続して連携しながら、必要に応じて指導を行う。その際、いじめの初期段階から適切で速やかな対応を丁寧に行うよう指導・助言し、場合によっては、協働し問題の解決に当たる。

##### (3) いじめに関する相談体制の充実

いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処を適切に行うために、児童生徒や保護者、教職員が相談できるよう相談体制の充実に努める。

ア 児童生徒等に市少年愛護センターが行う「少年なやみ相談」を紹介するカードを配布し、周知を図る。

イ いじめの未然防止やいじめへの適切な対応を図るために、「心の教室相談員」や「スクールソーシャルワーカー」、「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒や保護者等が悩みを相談しやすい体制をつくる。

ウ いじめが原因で不登校に陥った子どもをサポートするために、適応指導教室

指導員による「スマイルルーム」での学校復帰に向けた支援や教育相談を行う。

**(4) いじめに関する教職員研修の充実**

生徒指導主任等研修会等の教職員研修の実施や校内研修への指導主事等の派遣を行い、いじめの未然防止、適切な対応、保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

**(5) ネットいじめ対策**

児童生徒に対するネットいじめについての指導の充実に向けて、学校への支援を行うとともに保護者への啓発活動を行う。

また、県教育委員会との連携を図り、学校ネットパトロール事業による情報収集に努める。

**(6) 関係機関等との連携**

子育て支援課や薩摩川内警察署（少年補導員、スクールサポーター）、児童民生委員等の関係機関・団体や学校・家庭・地域との連携体制を構築し、早期発見・早期対応を図る。また、本土区域及び甕島区域における中学校生徒指導連絡会等での学校相互間の連携強化体制を充実させる。

**(7) 保護者への啓発活動や家庭への支援**

保護者の責務等を踏まえた啓発資料を配付するとともに、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、少年愛護センター指導員等との連携を図りながら、保護者への支援を推進する。

**(8) 学校評価・教員評価の指導**

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日ごろからの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

**(9) スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等**

スポーツ課や社会教育課等の関係各課との連携を図り、各種団体の指導者等との会合において、いじめの防止等について指導が行われるよう働きかける。

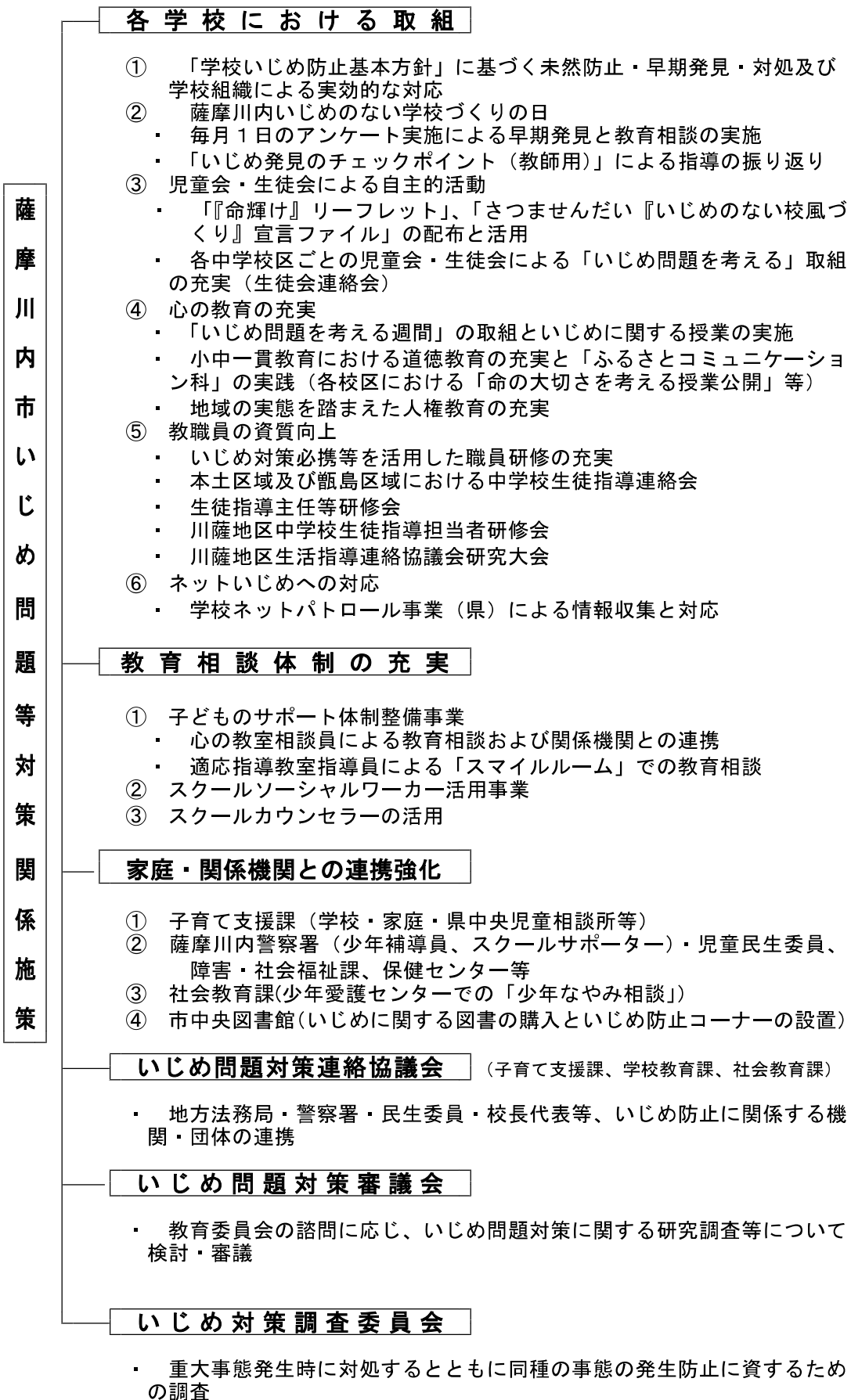
**(10) 出席停止の手続き**

出席停止の手続きについては、「薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則」に則り、適正に対処する。

**(11) 財政上の措置**

市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置や人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

## 〈薩摩川内市いじめ問題等対策に関する施策体系〉



### 第3章 いじめの防止等のために小・中学校が実施すべき施策

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

##### (1) 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨

学校は、国の基本方針、県の基本方針、市基本方針を参考に、いじめの防止等のための学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

##### (2) 学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめへの対処等、いじめの防止等全体に係る具体的な内容を定める。

##### (3) 学校基本方針策定上の留意点

学校基本方針を策定するに当たっては、家庭や地域等に配慮した学校基本方針となるようにすることとし、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくことができるように配慮する。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

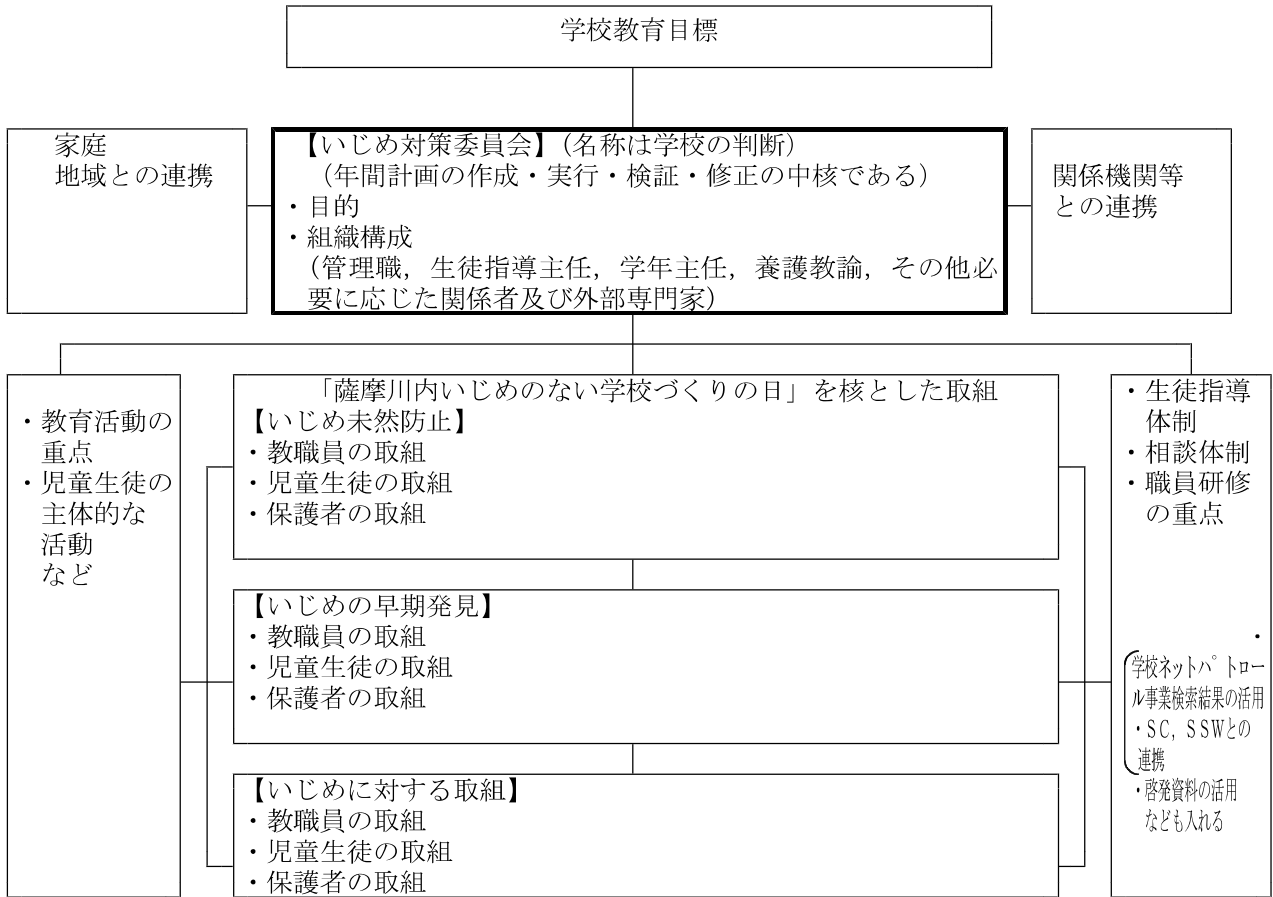
さらに、より実効性の高い取組を実施するために、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを確立することが重要である。

これらを踏まえて策定した学校基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行うものとする。



【 学校いじめ防止基本方針の様式例 】

〇〇学校いじめ防止基本方針



【年間計画】(例)

| 月  | 目標 | 計画及び評価                            | 実態把握等                       | 各教科・道徳・特別活動等      | (児童)生徒会活動                                     | 情報モラル関連                           | 教育相談                  | 職員研修  |
|----|----|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------|---|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 4  |    | 年間及び1学期の活動計画の検討<br>取組評価アンケートの作成   | (市)いじめアンケート                 | 「いじめ問題を考える週間」の実施  | 児童生徒の自主的な活動計画<br>「さつませんだいいじめのない校風づくり」宣言による意識化 | 各教科における指導計画の確認<br>(※)モデルカリキュラムの活用 | 家庭訪問<br>SC<br>SSW等の紹介 | 生徒指導事例研修<br>学校基本方針の確認及び共通実践事項の確認<br>SC・SSW<br>心の教室相談員との情報交換 |
| 5  |    | 実態に基づいた対応策の検討                     | (市)いじめアンケート                 | 道徳(共通主題「生命尊重」)    | 中生連交流会  | (生徒向け)全体指導                        | 個別面談                  | 具体的な対応の在り方  |
| 6  |    |                                   | (市)いじめアンケート                 |                   |   | (保護者向け)啓発研修会                      |                       | 家庭との連携の在り方  |
| 7  |    | 取組評価アンケートの実施                      | (市)いじめアンケート                 | 道徳(共通主題「思いやり」)    | 中生連交流会  | 携帯・ネット利用実態調査                      |                       |   |
| 8  |    | 取組評価アンケート集計, 取組の検証<br>2学期の活動計画の検討 |                             |                   | いじめ防止に関する標語・ポスター等の作成<br>中生連交流会                |                                   | 三者面談                  | 取組評価結果から<br>ネットいじめ対策研修会                                     |
| 9  |    | 実態に基づいた対応策の検討                     | (県)いじめアンケート                 | 「いじめ問題を考える週間」の実施  |   | 携帯・ネット利用実態調査                      | 個別面談                  |   |
| 10 |    |                                   | 「学校楽しいーと」の活用<br>(市)いじめアンケート | 道徳(共通主題「集団生活の向上」) | 校区ごとの児童会・生徒会による啓発活動等                          |                                   |                       | 具体的な対応の在り方  |
| 11 |    |                                   | (市)いじめアンケート                 |                   |   |                                   |                       |   |
| 12 |    | 取組評価アンケートの実施, 集計,<br>取組の検証        | (市)いじめアンケート                 | 道徳(共通主題「友情・信頼」)   | 中生連交流会  |                                   |                       | 取組評価結果から  |
| 1  |    |                                   | (市)いじめアンケート                 |                   |   |                                   | 三者面談                  | 具体的な対応の在り方  |
| 2  |    | 取組評価アンケートの実施, 集計,                 | (市)いじめアンケート                 | 道徳(共通主題「自他の尊重」)   |   |                                   |                       |   |
| 3  |    | 取組の検証<br>次年度活動計画案作成               | (市)いじめアンケート                 |                   |   |                                   | 個別面談                  |   |

## 2 学校いじめ対策組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

### (1) 組織設置の趣旨

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に実効的、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を設置する必要がある。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (2) 役割

学校に設置するいじめ防止等の対策のための組織には次のような役割がある。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

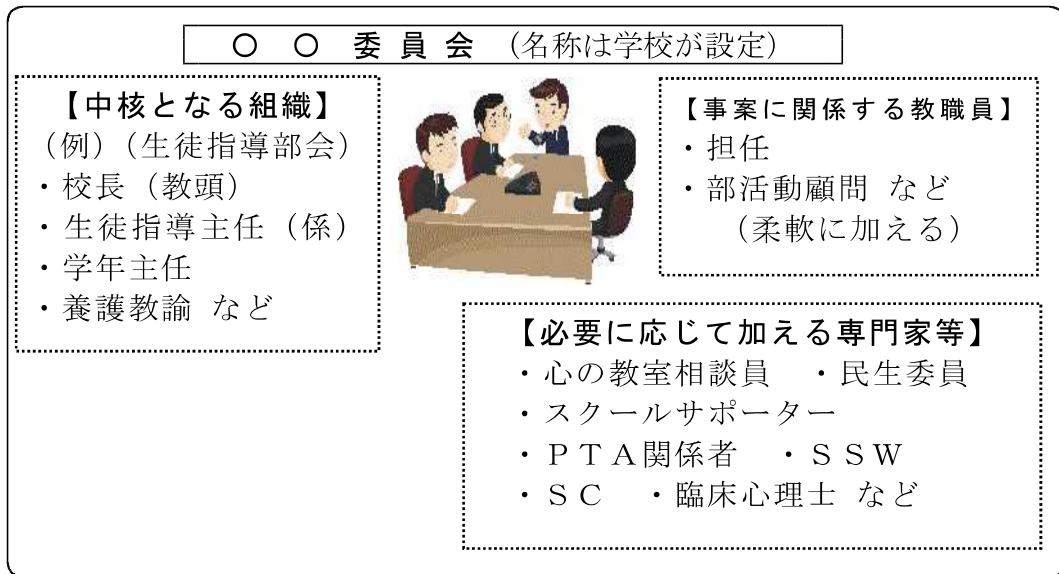
また、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### (3) 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて、心の教室相談員、民生委員、警察官経験者（スクールサポーター、PTA関係者、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、臨床心理士など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

【学校いじめ対策組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）例】



3 学校におけるいじめの防止等の具体的な取組

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるということを踏まえて未然防止に向けて取り組むとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に活動できるように支援する。

ア 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

イ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

ウ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ・ 学級活動や児童会・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実
- ・ あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり

(2) 早期発見

いじめの早期発見については、「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識をもって取り組む。

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。
- ウ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・ 「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」における取組の充実
- ・ 毎月1日のアンケート実施による早期発見と定期的な教育相談の実施
- ・ 「いじめ発見のチェックポイント（教師用）」による指導の振り返り
- ・ 「いじめ問題を考える週間」等でのいじめ問題に関する授業の実施
- ・ 教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進

### (3) 早期対応

いじめの訴えや通報等があった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応を行う。

- ア 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・ いじめの事実関係の把握
- ・ いじめられた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
- ・ いじめた児童生徒への指導
- ・ 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
- ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ 保護者や関係機関との連携
- ・ 周りではやしたてる子ども、見て見ぬふりをする子どもへの対応

### (4) いじめに関する教職員研修の充実

諸資料（国立政策研究所作成の「生徒指導資料4」「生徒指導リーフシリーズ」「生徒指導の役割連携推進に向けて」、県教育委員会作成「いじめ対策必携」など）を活用した研修を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

### (5) 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。

学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるときともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

#### (6) 家庭や地域との連携の強化

被害児童生徒と加害児童生徒だけでなく双方の保護者とも十分に連携を図り、適切な情報提供を行いながら対応する。

ア いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

イ いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

#### (7) その他

ア 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

イ 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するようにする。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 教育委員会による調査

#### (1) 重大事態の意味と事態例

教育委員会又は学校は、重大事態への対処と同種の事態の発生の防止のために組織を設け、事実関係を明確にする必要がある。

##### 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合  
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

##### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

##### (公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

## (2) 重大事態の報告

教育委員会又は学校は、(1)の「重大事態」の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

小・中・義務教育学校 → 市教育委員会 → 市長

## (3) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断をする。

教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりとする。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと思われる場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合  
学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

## (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、学校が組織した「学校いじめ対策組織」または教育委員会が設置する「いじめ対策調査委員会」において調査を行う。

構成員の中には、調査対象となるいじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど公平性・中立性を確保する。

## (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするためには、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。  
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行う場合は、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

#### 【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方についてはその後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。  
その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### (6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。

教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。



## (7) 調査結果の提供及び報告

### ア 適切な情報提供の責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### イ 調査結果の報告

調査結果については市教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

[小・中・義務教育学校](#) → [市教育委員会](#) → [市長](#)

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(公立の学校に係る対処)

#### 第30条

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、学校について再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて適切に設定し、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第5章 その他

市は、市基本方針、薩摩川内市立小・中学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表（ホームページ等での掲載）する。

また、市は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。